

## 第12回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水) 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(13人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸
最適化推進委員	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	渡邊龍太
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第52号 非農地証明について

議案第53号 農用地利用集積計画(案)について

議案第54号 農用地利用配分計画(案)について

報告第32号 農地法第5条第1項の規定による届出について

## 7. 会議の概要

**議 長** ただ今から、令和3年第12回境港市農業委員会総会を開会いたします。本日は全員出席という事ですので定足数に達しており会議は成立しております。それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長** それでは、7番佐々木委員、8番梶谷委員にお願いします。続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和3年10月19日（火）西部地区農業委員会会長協議会臨時総会

令和3年10月22日（金）常設審議委員会

令和3年11月 5日（金）令和3年度農業委員会特別研修会（倉吉）

**議 長** それでは、議案審議に入ります。議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

**事務局** 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の1～2ページです。

（番号1）

譲渡人が米子市のAさんで、譲受人が三軒屋町のBさんです。

申請地を売買により所有権移転し路地野菜等を栽培するという申請内容です。土地の所在は、境港市三軒屋町、畑、492㎡、で農振区域内にあります。次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、4,324㎡で、合計耕作農地面積が、4,995㎡となり、下限面積要件を満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、角委員、足立恵一委員にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**角 委 員** 現地は、三軒屋の神社から上の方に100メートルいったところを東に曲がった場所、手入れをすれば耕作出来るが畑の東側に木が繁茂していて、整備が必要だと感じました。そこをBさんが耕作されるとのことです。特に問題はないと思います。皆さんよろしくをお願いします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明をお願いします。

**事 務 局** 議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の3～4ページです。

(番号1)

譲渡人は、米子市のAさんで、譲受人はCさんです。

土地の所在は、4ページにあります三軒屋町、畑、179㎡です。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、事業用の資材置き場等にしたいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われる。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、横地がすでに資材置き場となっておりますので、被害発生の恐れはないと考えられます。  
現地調査は、角委員、足立委員にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**角 委 員** 現地は木が繁茂している状態ですので、今回資材置き場になると環境的にも整備され良くなると思います。皆さんよろしくをお願いします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第52号「非農地証明について」の説明をお願いします。

**事 務 局** 議案第52号「非農地証明申請について」を説明させていただきます。議案5～6ページです。

(番号1)

申請人は三軒屋町のDさんです。土地の所在は、三軒屋町、畑、46㎡で調整区域内にあります。地図は6ページです。

申請地は20年前以上から墓地として利用しており、農地としての再生は困難とのことです。今回非農地証明を行い、地目変更を行う予定とのことです。

現地調査は、角委員、足立恵一委員、河岡職務代理にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**足立**

**恵一委員** すでに現状は墓になっておりまして、申請が出てなかったと考えられます。もう畑になるような状態ではありません。皆さんよろしくをお願いします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第52号に賛成の方は挙手

をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第52号は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第53号「農用地利用集積計画（案）について」、議案第54号「農用地利用配分計画（案）について」の説明をお願いします。

**事務局** 議案第53号「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます。議案7ページから9ページです。

8ページが総括表です。賃借権設定が畑14筆、8,714㎡で、11ページが利用権設定の各筆明細です。

訂正がありまして、9ページの森岡町の3筆、利用権設定地主さんがEさんの案件ですが、利用配分計画の方でFさんに配分をする予定で契約書等も進んでいたのですが、こちらの方、耕作放棄地を再生しなければいけない関係で、利用権設定自体を保留させていただいて、農地の使える目途がつきましたら利用権設定を改めてあげさせていただくという事を地主さんと耕作者さんの方で話がまとまりましたので、今回の総会の案件からは外させていただいてご審議の方をお願いします。

何れも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。続きまして、議案第54号「農用地利用配分計画（案）について」を説明させていただきます。議案の10ページから12ページです。

これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。

今回は、福定町、竹内町の方は先日事業が終了しました、農地耕作条件改善事業で整備した農地の配分が決まったものについてあげています。こちらが全部すべてではないのですが、同意がとれたものから順に利用権設定を行って行く考えであります。

なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることになります。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第53号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第53号は、原案のとおり承認されました。  
続きまして、議案第54号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第54号は、原案のとおり承認されました。

(事務局から次の事項について報告)

報告第32号 農地法第5条第1項の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○常設審議委員会(会長) 令和3年11月22日(月)

○第13回境港市農業委員会総会(第1会議室)令和3年12月13日(月)

・農業委員会情報 市報11月号「秋の農作業労賃標準額について」

「農地利用意向調査について」

12月号「農用地区域とは」

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和3年第12回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和3年11月10日

境港市農業委員会

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---